

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目次	ページ
<b>規 則</b>	
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ..... (税務課)	45
○北海道立網走高等看護学院学則等の一部を改正する規則..... (医療業務課)	48
○北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則..... (人材育成課)	49
○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則..... (人材育成課)	50
○北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則..... (農業経営課)	51
○北海道立漁業研修所条例施行規則の一部を改正する規則..... (水産経営課)	51
<b>告 示</b>	
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正..... (調達課)	51

**規 則**

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月19日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第47号**

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「指定及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項中「及び第23条」を「、第23条、第25条及び第26条」に、「」及び」を「」並びに」に改め、「取消し」の次に「（道固定資産税に係るものを除く。）」を加え、同項を同条とする。

第3条の見出しを「（条例第3条の規則で定める者）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第3条の規則で定める者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

第4条及び第5条を削る。

第6条中「別記第3号様式」を「別記第1号様式」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「別記第4号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第5条とする。

第8条の見出し中「指定及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第6条とする。

第9条を第7条とする。

第10条第2項中「である」を「のうち前項各号に掲げる設備である」に改め、同条第3項中「（第1項第3号に掲げる設備を除く。）」を「のうち第1項各号に掲げる設備」に、「とする」を「（旅館業の用に供するものを除く。）とする」に改め、同条を第8条とする。

第11条を第9条とし、第12条を第10条とし、第13条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（条例第25条、第26条又は第27条の規則で定める設備、家屋又は償却資産）

**第12条** 条例第25条の規則で定める設備は、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備（一の生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。以下この項において同じ。）の取得価額の合計額が2,700万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）の数が15人を超えるものに限るものとし、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）第2条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。）を構成する減価償却資産のうち次に掲げる設備を含むもの（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第1条第1項第1号に規定する期間内に新設され、又は増設されるものに限る。以下「原子力発電施設等立地地域対象設備」という。）とする。

- (1) 機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備
  - (2) 道路貨物運送業の用に供する車庫用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備
  - (3) 倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備
- 2 条例第26条の規則で定める家屋は、原子力発電施設等立地地域対象設備のうち前項各号に掲げる設備である家屋とする。
- 3 条例第27条の規則で定める償却資産は、原子力発電施設等立地地域対象設備のうち第1項各号に掲げる設備である償却資産（倉庫業の用に供するものを除く。）とする。
- 附則第2項から第11項までを削り、附則第1項の項番号を削る。
- 別表を次のように改める。

- 別表**（第3条関係）
- 1 工場立地法（昭和34年法律第24号）

- 2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 3 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 4 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 5 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 6 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 7 ダイオキシソ類対策特別措置法（平成11年法律第105号）

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

別記第3号様式中「（第6条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同様式その1中

新（増）設設備に係る増加雇用者数	人
------------------	---

を

新（増）設設備に係る増加雇用者数	人
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第3条の要件	1 該当します。 2 該当しません。

に、「北海道知事（ 総合振興局長、）」を「北海道 総合振興局長（）」に改め、同様式その1末尾欄外注中1(7)の事項を削り、3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 「特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第3条の要件」欄は、申請者が次に掲げる要件を備えている場合は「1 該当します。」を、そうでない場合は「2 該当しません。」を○で囲んでください。

- (1) 当該事業に係る施設の設置又は変更について、次のいずれかに該当すること。
  - ア 北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条又は公害関係法令の規定による届出を要することとされていないこと。
  - イ 北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条又は公害関係法令の規定による届出を要することとされている場合は、当該届出をしており、かつ、当該届出に対し北海道公害防止条例第28条若しくは第43条若しくは公害関係法令の規定による計画変更命令、計画廃止命令若しくは計画変更勧告（以下「計画変更命令等」という。）を受けなかったこと又は計画変更命令等を受け、これに従ったこと。
- (2) 道内に有する事業場について北海道公害防止条例第33条第1項、第36条第1項若しくは第48条第4項の規定による一時停止命令又は公害関係法令の規定でこれに相当するものによる命令を受けて、これに従わなかった事実のないこと。

※ 「公害関係法令」とは、次に掲げる法律をいいます。

- 工場立地法
- 大気汚染防止法
- 騒音規制法
- 水質汚濁防止法
- 悪臭防止法
- 振動規制法
- ダイオキシソ類対策特別措置法

別記第3号様式その1付表のア末尾欄外注4の事項中「第19条」の次に「又は第25条」を加え、同様式その2中

年間延べ従事日数	②	①	
		②	

を

年間延べ従事日数	②	①	
		②	
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第3条の要件	1 該当します。 2 該当しません。		

に改め、同様式その2末尾欄外注の事項を次のように改める。

注 「特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第3条の要件」欄は、申請者が次に掲げる要件を備えている場合は「1 該当します。」を、そうでない場合は「2 該当しません。」を○で囲んでください。

- (1) 当該事業に係る施設の設置又は変更について、次のいずれかに該当すること。
  - ア 北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条又は公害関係法令の規定による届出を要することとされていないこと。
  - イ 北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条又は公害関係法令の規定による届出を要することとされている場合は、当該届出をしており、かつ、当該届出に対し北海道公害防止条例第28条若しくは第43条若しくは公害関係法令の規定による計画変更命令、計画廃止命令若しくは計画変更勧告（以下「計画変更命令等」という。）を受けなかったこと又は計画変更命令等を受け、これに従ったこと。
- (2) 道内に有する事業場について北海道公害防止条例第33条第1項、第36条第1項若しくは第48条第4項の規定による一時停止命令又は公害関係法令の規定でこれに相

当するものによる命令を受けて、これに従わなかった事実のないこと。

※ 「公害関係法令」とは、次に掲げる法律をいいます。

- 工場立地法
- 大気汚染防止法
- 騒音規制法
- 水質汚濁防止法
- 悪臭防止法
- 振動規制法
- ダイオキシン類対策特別措置法

別記第3号様式その3中

新（増）設に係る生産設備又は対象施設を事業の用に供した年月日	年 月 日
--------------------------------	-------

を

新（増）設に係る生産設備又は対象施設を事業の用に供した年月日	年 月 日
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第3条の要件	1 該当します。 2 該当しません。

に改め、同様式その3末尾欄外注1(2)及び(4)の事項中「第6条第1号」を「第4条第1号」に改め、同注中1(7)の事項を削り、1(8)の事項を1(7)の事項とし、4の事項を5の事項とし、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 「特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第3条の要件」欄は、申請者が次に掲げる要件を備えている場合は「1 該当します。」を、そうでない場合は「2 該当しません。」を○で囲んでください。

(1) 当該事業に係る施設の設置又は変更について、次のいずれかに該当すること。

ア 北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条又は公害関係法令の規定による届出を要することとされていないこと。

イ 北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条又は公害関係法令の規定による届出を要することとされている場合は、当該届出をしており、かつ、当該届出に対し北海道公害防止条例第28条若しくは第43条若しくは公害関係法令の規定による計画変更命令、計画廃止命令若しくは計画変更勧告（以下「計画変更命令等」という。）を受けなかったこと又は計画変更命令等を受け、これに従ったこと。

(2) 道内に有する事業場について北海道公害防止条例第33条第1項、第36条第1項

若しくは第48条第4項の規定による一時停止命令又は公害関係法令の規定でこれに相当するものによる命令を受けて、これに従わなかった事実のないこと。

※ 「公害関係法令」とは、次に掲げる法律をいいます。

- 工場立地法
- 大気汚染防止法
- 騒音規制法
- 水質汚濁防止法
- 悪臭防止法
- 振動規制法
- ダイオキシン類対策特別措置法

別記第3号様式その4中

新（増）設に係る生産設備又は対象施設に係る増加雇用者数	人
-----------------------------	---

を

新（増）設に係る生産設備又は対象施設に係る増加雇用者数	人
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第3条の要件	1 該当します。 2 該当しません。

に改め、同様式その4末尾欄外注1(2)及び(4)の事項中「第6条第1号」を「第4条第1号」に改め、同注中1(7)の事項を削り、1(8)の事項を1(7)の事項とし、4の事項を5の事項とし、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 「特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第3条の要件」欄は、申請者が次に掲げる要件を備えている場合は「1 該当します。」を、そうでない場合は「2 該当しません。」を○で囲んでください。

(1) 当該事業に係る施設の設置又は変更について、次のいずれかに該当すること。

ア 北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条又は公害関係法令の規定による届出を要することとされていないこと。

イ 北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条又は公害関係法令の規定による届出を要することとされている場合は、当該届出をしており、かつ、当該届出に対し北海道公害防止条例第28条若しくは第43条若しくは公害関係法令の規定による計画変更命令、計画廃止命令若しくは計画変更勧告（以下「計画変更命令等」という。）を受けなかったこと又は計画変更命令等を受け、これに従ったこと。

(2) 道内に有する事業場について北海道公害防止条例第33条第1項、第36条第1項若しくは第48条第4項の規定による一時停止命令又は公害関係法令の規定でこれに相当するものによる命令を受けて、これに従わなかった事実のないこと。

※ 「公害関係法令」とは、次に掲げる法律をいいます。

- 工場立地法
- 大気汚染防止法
- 騒音規制法
- 水質汚濁防止法
- 悪臭防止法
- 振動規制法
- ダイオキシン類対策特別措置法

別記第3号様式を別記第1号様式とする。

別記第4号様式中「(第7条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式その1中

「たので、通知します。」

を  
「たので、通知します。  
なお、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第5条各号のいずれかに該当する事実が認められたときは、この課税免除不均一課税を取り消すことがあります。」

に改め、同様式その2及びその3中

「したので、通知します。」

を  
「したので、通知します。  
なお、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第5条各号のいずれかに該当する事実が認められたときは、この課税免除不均一課税を取り消すことがあります。」

に改め、同様式を別記第2号様式とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この

規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立網走高等看護学院学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道規則第48号

北海道立網走高等看護学院学則等の一部を改正する規則

(北海道立網走高等看護学院学則の一部改正)

**第1条** 北海道立網走高等看護学院学則(昭和45年北海道規則第142号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「授業料」を「入学検定料等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 学院長は、入学を志願する者、入学を許可された者若しくは学生又はこれらの者の学資を主として負担する者が著しく大規模な災害として知事が定めるものの被災者である場合は、当該入学を志願する者の入学検定料、当該入学を許可された者の入学料又は当該学生の授業料を免除することができる。

(北海道立旭川高等看護学院学則の一部改正)

**第2条** 北海道立旭川高等看護学院学則(昭和47年北海道規則第123号)の一部を次のように改正する。

第24条の見出し中「授業料」を「入学検定料等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 学院長は、入学を志願する者、入学を許可された者若しくは学生又はこれらの者の学資を主として負担する者が著しく大規模な災害として知事が定めるものの被災者である場合は、当該入学を志願する者の入学検定料、当該入学を許可された者の入学料又は当該学生の授業料を免除することができる。

(北海道立紋別高等看護学院学則の一部改正)

**第3条** 北海道立紋別高等看護学院学則(昭和48年北海道規則第109号)の一部を次のように改正する。

第25条の見出し中「授業料」を「入学検定料等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 学院長は、入学を志願する者、入学を許可された者若しくは学生又はこれらの者の学資を主として負担する者が著しく大規模な災害として知事が定めるものの被災者である場合は、当該入学を志願する者の入学検定料、当該入学を許可された者の入学料又は当該学生の授業料(寄宿舎を使用する学生にあっては、授業料及び寄宿舎使用料)を免除することができる。

(北海道立江差高等看護学院学則の一部改正)

**第4条** 北海道立江差高等看護学院学則(平成10年北海道規則第37号)の一部を次のように改正する。

第27条の見出し中「授業料」を「入学検定料等」に改め、同条に次の1項を加える。  
 2 学院長は、入学を志願する者、入学を許可された者若しくは学生又はこれらの者の学資を主として負担する者が著しく大規模な災害として知事が定めるものの被災者である場合は、当該入学を志願する者の入学検定料、当該入学を許可された者の入学料又は当該学生の授業料（寄宿舎を使用する学生にあっては、授業料及び寄宿舎使用料）を免除することができる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の北海道立網走高等看護学院学則の規定、第2条の規定による改正後の北海道立旭川高等看護学院学則の規定、第3条の規定による北海道立紋別高等看護学院学則の規定及び第4条の規定による北海道立江差高等看護学院学則の規定は、平成23年3月11日から適用する。

北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成23年7月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

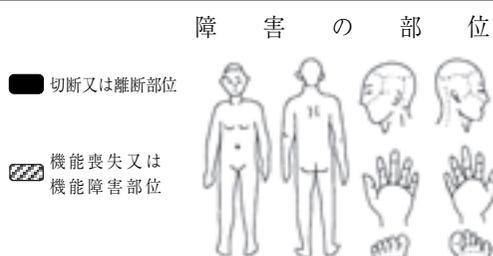
**北海道規則第49号**

北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則  
 北海道障害者職業能力開発校運営規則（昭和40年北海道規則第34号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出し及び同条第1項中「災害補償手当」を「災害見舞金」に改め、同条第2項中「手当」を「見舞金」に改める。  
 別記第2号様式を次のように改める。

**別記第2号様式（第6条関係）**

健康診断書

氏名	(男・女)	住所	生年月日	年齢	歳
身長	cm	視力	裸眼	左	右
体重	kg		矯正	左	右
検尿	たん白 ( )	聴力	左	右	胸部X線撮影の結果 間 直  所見
障害又は傷病名	手帳所持の有無		有 ( 種 級 ) ・無		
手帳の種類	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 主治医の意見書 その他 ( )				
障害等発生時期	年 月 日	障害等の原因	先天性 疾病 労災 交通事故 その他 ( )		
身体障害の状況					
四肢躯幹の変形欠損及び機能障害などの状況 (できるだけ詳しく記入してください。)			障 害 の 部 位 		

補装具の種類	義足 義手 下肢装具 松葉づえ 車椅子 その他 ( )		× 局部的障害部位	
身体 (四肢躯幹)	以外の障害の状況			
内 部 障 害	障害の部位	心臓 腎臓 消化器 呼吸器 その他 ( )		
	障害の状況			
その他の障害				
障 害 の 現 況	固定している (通院・投薬により安定している場合を含む。)		固定していない	
既 往 症 名				
発作症状の有無 有 ・ 無	有の 場合	発作の症状 ( )	服薬の有無 ( 有 ・ 無 )	
		発作の頻度 ( 回/年)	直近の発作 ( 年 月 日)	
障害や既往症のうち、入校後も通院加療が必要な病状又は職業訓練に配慮を必要とする事項について				
病状経過及び現症				
健康管理上の 注 意 事 項	(1日7時間の訓練の受講が可能かどうかも含めて記入願います。)			
職業訓練を受けることについての総合意見				
上記のとおり診断します。 所在地： 年 月 日 医療機関名： 電話番号： 診療科名： 医師氏名： 印				

※現在通院中の場合は、原則として主治医がご記入ください。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第50号

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則

北海道立高等技術専門学院運営規則 (昭和44年北海道規則第98号) の一部を次のように改正する。

第18条を削り、第19条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(入学検定料等の免除)

**第19条** 学院長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を免除することができる。

(1) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) による保護を受けている世帯 (その保護を停止

- されている世帯を除く。)に属する者である場合
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定により課する所得割を除く。次号において同じ。)がその者と生計を一にする者の全てについて非課税とされている世帯に属する者である場合
- (3) 地方税法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者である場合
- (4) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に規定する技能習得手当の支給を受ける者である場合
- (5) 雇用対策法(昭和41年法律第132号)に規定する職業転換給付金(同法第18条第2号に掲げる給付金に限る。)の支給を受ける者である場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、これらに準ずる場合として知事が認める場合
- 2 学院長は、普通課程に入学を志願する者、普通課程の入学者若しくは普通課程の学生又はこれらの者の学資を主として負担する者が著しく大規模な災害として知事が定めるものの被災者である場合は、当該入学を志願する者の入学検定料、当該入学者の入学料又は当該学生の授業料を免除することができる。

第20条の見出し及び同条第1項中「災害補償手当」を「災害見舞金」に改め、同条第2項中「手当」を「見舞金」に改める。

附則第3項を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道立高等技術専門学院運営規則第19条第2項の規定は、平成23年3月11日から適用する。

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月19日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道規則第51号

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

北海道立農業大学校管理規則(昭和49年北海道規則第45号)の一部を次のように改正する。  
第12条の4の見出し中「授業料」を「入学検定料等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 校長は、養成課程に入校しようとする者、入校を許可された者若しくは学生又はこれらの者の学資を主として負担する者が著しく大規模な災害として知事が定めるものの被災者である場合は、当該入校しようとする者の入校検定料、当該入学を許可された者の入校料又は当該学生の授業料を免除することができる。

第21条の2第1項中「並びに第12条の3」を「、第12条の3並びに第12条の4第2項」に、「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「第8条第3項」を「第7条第

3項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道立漁業研修所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月19日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道規則第52号

北海道立漁業研修所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立漁業研修所条例施行規則(昭和39年北海道規則第128号)の一部を次のように改正する。

- 第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。  
(研修受講料等の免除)

**第6条** 所長は、受講生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研修受講料を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者である場合
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定により課する所得割を除く。次号において同じ。)がその者と生計を一にする者全てについて非課税とされている世帯に属する者である場合
- (3) 地方税法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者である場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、これらに準ずる場合として知事が認める場合

- 2 所長は、受講生又はその者の研修費用を主として負担する者が著しく大規模な災害として知事が定めるものの被災者である場合は、研修受講料及び宿泊施設使用料を免除することができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

#### 北海道告示第489号

昭和53年北海道告示第3728号(北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成23年7月19日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項道東あさひ農業協同組合の事項中「道東あさひ農業協同組合西春別支所」を「道東あさひ農業協同組合西春別支所」に改め、同項東神楽町の事項の次に次の1  
支所」を 同 上春別支所」  
事項を加える。

新冠町

平成23. 6.29 新冠町

---